

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業 に関する命令等の一部を改正する命令の概要

5本の内閣府・農林水産省共管命令を改正するための命令。

(注) 当該命令により改正する命令の一覧は、[別紙 2] を参照。

・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正 (1 条)

信用事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会及び特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、信用事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務範囲並びにこれらの子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」1条による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

・ 漁業協同組合等の信用事業に関する命令の一部改正 (2 条)

信用事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会、信用事業を行う水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会及び特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、並びに信用事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会及び信用事業を行う水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」1条による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

・ 農林中央金庫法施行規則の一部改正 (3 条)

農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、農林中央金庫の業務範囲及びその子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」による改正後の「銀行法施行規則」1条の規定も踏まえ、所要の事項を定める。